

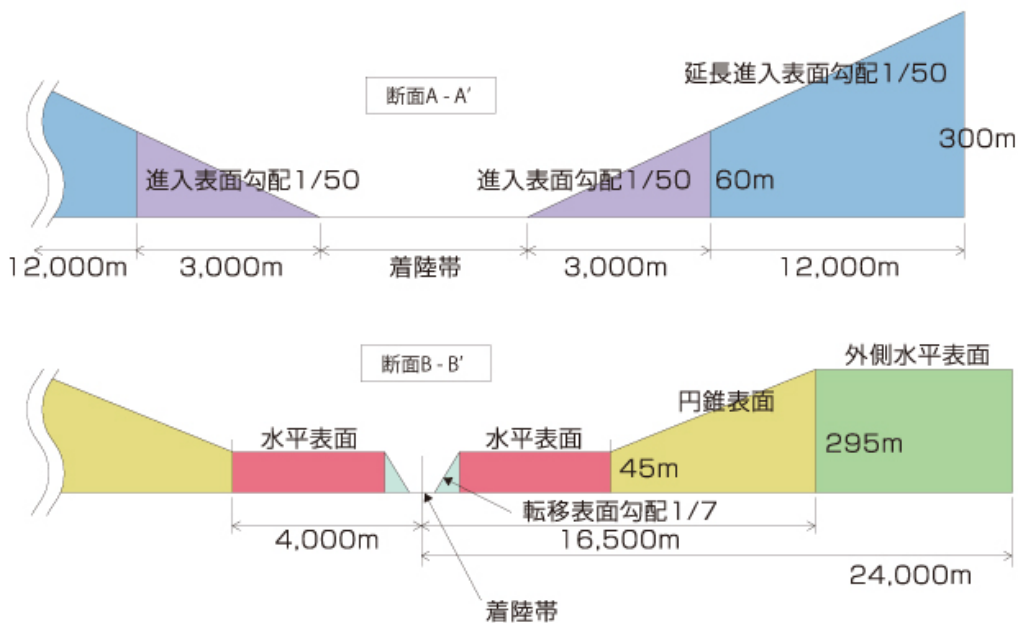
熊本空港制限表面高回答サイト操作説明書

●制限表面概略

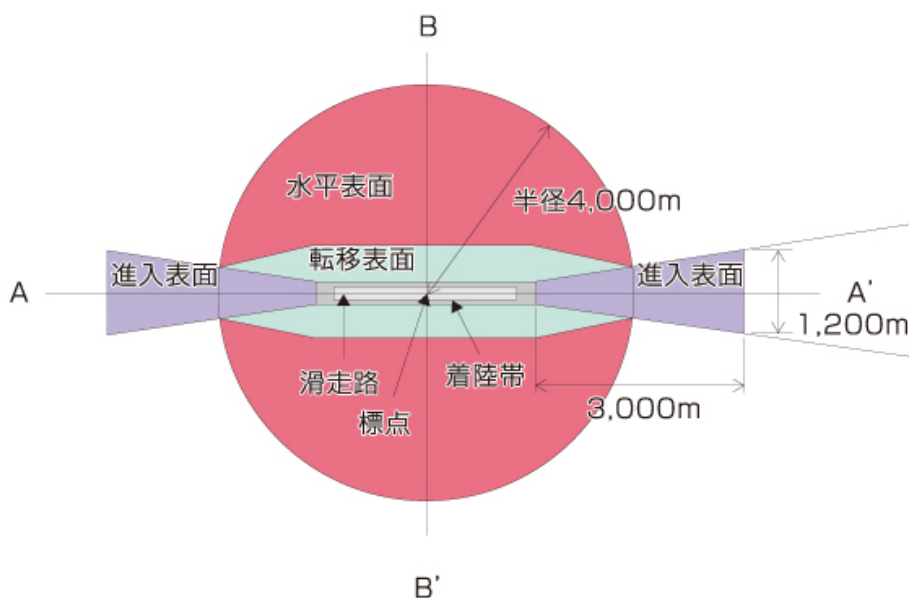
空港の周辺には進入表面、転移表面及び水平表面といった制限表面が設定されており、航空法 49条で「進入表面、転移表面又は水平表面の上に出る高さの建造物。植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置してはならない（一部省略）。」と定められています。

制限表面は、その種類によって水平な部分もありますが、概ね以下の図のように空港中心から外側に向けて制限高が高くなります。

<断面概略図>



<平面概略図>



★詳細な制限表面概略図は下記サイトよりご確認ください。

<https://www.kumamoto-airport.co.jp/pressrelease-media/limit.pdf>

●システム操作方法概略

住所を入力し、詳細地図表示ボタンをクリックします。周辺の地図が表示されますので、建物の建築予定箇所をクリックして下さい。その際、クリック地点から熊本空港の標点に向けて直線が引かれます。上述の制限表面概略図の通り、空港に近い程、制限高が低くなりますので、直線を参考として建築予定箇所内で空港に一番近いポイントをクリックして下さい。地図の下部にクリック地点の住所、制限表面の種類と制限高が表示されます。



●高さ制限の照会方法

以下①～④の手順で検索し、制限高を記載した地図を印刷できます。



住所：

[詳細地図表示](#)

※番地などの細かい住所は、入力いただいても地図上で正しく表示できない場合があります。正しく表示されない場合は、改めて地図上で照会したい地点をクリックし直してください。



マークの近くを再度クリック

※クリックした地点の住所、制限表面の種類
制限高（標高）が表示されます。

④印刷ボタンをクリックで印刷ページを表示。

照会結果

- ◆照会地：日本、〒860-0808 熊本県熊本市中央区手取本町1-1
(緯度:32度48分13秒 経度:130度42分30秒)
- ◆制限表面の種類：円錐表面
- ◆制限高（標高）：約442m
[建築等可能高 = 制限高 - 照会地の地盤の高さ（標高）]

注意事項

※必ず注意事項をご確認ください。

※1 物件等には、建物・アンテナ・避雷針・クレーン・看板・電線・電信柱、或いは上空に浮揚するアドバールンやラジコン機等も該当します。

●再照会について

別地点の制限高を照会する場合は、入力した住所を消去し、再度照会する住所を入力してください。その後の手順は、通常の照会方法と同じ手順となります。

住所：

[詳細地図表示](#)

※番地などの細かい住所は、入力いただいても地図上で正しく表示できない場合があります。正しく表示されない場合は、改めて地図上で照会したい地点をクリックし直してください。



[印刷](#)

●制限表面の範囲外について

照会された住所が、熊本空港の高さ制限区域の範囲外に該当する場合がございます。ですが、他空港で定められた高さ制限に抵触する場合がございますので、該当する可能性のある近隣の空港に直接お問い合わせください。

住所：

[詳細地図表示](#)

※番地などの細かい住所は、入力いただいても地図上で正しく表示できない場合があります。
正しく表示されていない場合は、改めて地図上で照会したい地点をクリックし直してください。



 マークの近くを再度クリックしてください。こちらに制限高が表示されます。

照会結果

- ◆照会地：日本、〒869-1505 熊本県阿蘇郡南阿蘇村中松 古坊中 3 8 4 5 - 1 9 山上広場古坊中駐車場
 - ◆制限表面の種類：範囲外
- ご照会の場所は熊本空港の高さ制限区域の範囲外となります。

検索した照会地が、
熊本空港の高さ制限区域の範囲外の場合に、
制限表面の種類が「範囲外」と表示されます。